

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策） 都道府県事業実施方針

都道府県名 高知県

策定：令和2年6月19日

改訂：令和4年4月22日

I 収益性向上対策

1 目的

本県では、平野部においては、施設園芸を中心とした野菜、果樹、花き等の収益性の高い園芸農業が、中山間部においては、夏期の冷涼な気象条件を活かした夏秋期を中心とする野菜や果樹等の園芸農業、特色のある米づくり、茶等、多様な農業が展開されている。しかし、担い手農家の高齢化が進む中、大部分を占める家族経営体の強化や地域全体で農業を支える仕組みづくり等が必要になっている。

こうした中、環太平洋パートナーシップ協定等が大筋合意されたことから、水田・野菜・果樹等の産地が、地域の強みを活かした創意工夫で、競争力を強化する取り組みを加速化する必要がある。

また、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増加等の影響による原油価格の高騰が、施設園芸農家の経営を圧迫している。

本県では、令和2年度から取り組む①生産力の向上と高付加価値化による産地の強化、②中山間地域の農業を支える仕組みの再構築、③流通・販売の支援強化、④多様な担い手の確保・育成、⑤農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保、を柱とする第4期産業振興計画の着実な推進及び施設園芸の省エネルギー化による経営の安定化を図ることで、産地の競争力を高めていく。

取組の推進にあたっては、農業経営基盤強化の促進に関する基本方針や、人・農地プラン、水田フル活用ビジョン、果樹農業振興計画等の農業振興計画との整合性を取りつつ、地域毎の農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内 容
水稲	<p>飼料用米等の非主食用米や園芸品目への転換を推進するとともに、地域の特性を活かした米のブランド化を強化し、酒米等売れる米の生産振興を図る。</p> <p>○生産コストの10%以上の削減（事業実施期間が1年限りの場合は、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えることができる。以下各作物において、同じ。） 集落営農組織の育成、農地集積、農作業受委託を進めるとともに、高性能機械の導入による生産コストの削減を図る。</p> <p>【コスト削減の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の生産コストで比較：省力化や規模拡大に取り組む場合は、10a当たりのコスト比較でも可能。構成員が多い場合は抽出比較も可能。 ・ 乾燥調製施設等の共同利用施設のみを導入する場合は、共同利用する施設の運営コストで比較することも可能。 <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加（事業実施期間が1年限りの場合は、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えることができる。以下各作物において、同じ。） 品質の高い品種や減農薬栽培、酒米等の売れる米づくりを推進するとともに、水稲から野菜等への転換を図る。</p> <p>【販売額又は所得額増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産地の販売額又は所得額で比較：客観的データがない場合や構成員が多い場合は、抽出でも可能。 ・ 水稲の一部を野菜等に転換した場合は、米の販売額又は所得額に野菜などの販売額又は所得額を加える。 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上（事業実施期間が1年限りの場合は、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えることができる。以下各作物において同じ。） 地域毎に特色のある米づくりを推進し、契約取引の拡大による経営安定を図る。</p> <p>【契約取引増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産地の契約取引量で比較：自家消費米を除く販売量。

	<p>○農産物の輸出の取組について</p> <p>① 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（事業実施期間が1年限りの場合は、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えることができる。以下各作物において同じ。）</p> <p>② 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総販売額に占める輸出向け出荷額の割合の5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <p>【輸出量増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の当該品目の輸出量で比較 <p>○労働生産性の10%以上の向上（事業実施期間が1年限りの場合は、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えることができる。以下各作物において同じ。）</p> <p>【労働生産性の向上の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の販売額を労働時間で除した数値で比較：構成員が多い場合は抽出比較も可能。
<p>野菜</p> <p>（ナス、トマト、ニラ、ミョウガ、ミツバ、ブロッコリー、その他高知県産業振興計画及び市町村振興計画等に位置づく品目）</p>	<p>基幹品目を中心とした農業生産の拡大につながる取組を推進する。 施設野菜は、環境制御技術の導入や次世代型ハウスの整備、新規就農の促進と企業的経営体の規模拡大による生産拡大を推進する。 露地野菜は、規模拡大や集落営農組織等の新規参入による生産拡大、軽労化・省力化機械の導入を推進する。</p> <p>○生産コストの10%以上の削減</p> <p>機械化一貫体系の導入や省力化機械や省エネ機械の導入、個別農家の規模拡大、環境制御技術の導入による反収の向上等による生産コストの削減を図る。</p> <p>【コスト削減の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の生産コストで比較：産地全体の他に、10a当たり、生産物1kg当たりのコスト比較でも可能。構成員が多い場合は抽出農家の比較も可能。 ・集出荷施設等の共同利用施設のみを導入する場合は、共同利用する施設の運営コストで比較することも可能。 <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <p>次世代型ハウスの整備や環境制御技術の導入等による反収や品質の向上、新規就農者や企業的経営体等による規模拡大や作付拡大等により生産拡大を推進する。また、省力化機械や省エネ機械の導入による所得額の増加を図る。</p> <p>【販売額又は所得額増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の販売額又は所得額で比較：客観的データがない場合や構成員が多い場合は、10a当たりの比較又は抽出農家の比較でも可能。 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上</p> <p>中食・外食等の実需者からのニーズの高い野菜を供給することで、契約取引の拡大による経営安定を図る。</p> <p>【契約取引量増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の契約取引量で比較 <p>○農産物の輸出の取組について</p> <p>① 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>② 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総販売額に占める輸出向け出荷額の割合の5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <p>【輸出量増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の当該品目の輸出量で比較 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <p>【労働生産性の向上の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の販売額を労働時間で除した数値で比較：構成員が多い場合は抽出比較も可能。

	<p>○ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機（以下、「省エネ機器」という。）の導入面積を産地の50%以上に拡大 産地の加温面積のうち省エネ機器を導入している面積の割合を50%以上に拡大し、施設野菜における省エネルギー化を推進する。 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取り組む場合に限り選択できるものとする。 【省エネ機器導入の面積の考え方】 ・産地の当該品目の加温面積のうち省エネ機器を導入している面積で比較</p> <p>○燃油使用量の15%以上の低減 省エネ機器を導入し、産地における燃油使用量の減少を図ることで、施設野菜における省エネルギー化を推進する。 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取り組む場合に限り選択できるものとする。 【燃油使用量の考え方】 ・産地の当該品目における加温期間中に購入した燃油量で比較：燃油使用量を測定でき、証拠書類として提出できる場合は、燃油使用量による比較も可能。</p>
<p>果樹 (ユズ、土佐文旦、梨 うんしゅうみかん、その他 高知県産業振興計画及び市 町村振興計画等に位置づく 品目)</p>	<p>特色のある品目の作付拡大や省力化機械の導入等、果樹産地の競争力を高める取組を推進する。</p> <p>○生産コストの10%以上の削減 省力化機械や省エネ機械の導入、個別農家の規模拡大による作業性の改善等、生産性の向上と生産コストの削減を図る。 【コスト削減の考え方】 ・農業者の生産コストで比較：産地全体の他に、10a当たり、生産物1kg当たりのコスト比較でも可能。構成員が多い場合は抽出農家の比較も可能。 ・集出荷施設等の共同利用施設のみを導入する場合は、共同利用する施設の運営コストで比較することも可能。</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加 競争力のある品目の作付拡大、付加価値を高める栽培方法や設備、選別機械の導入等を推進する。また、省力化機械や省エネ機械の導入による所得額の増加を図る。 【販売額又は所得額増加の考え方】 ・産地の販売額又は所得額で比較：客観的データがない場合や構成員が多い場合は、10a当たりの比較又は抽出農家の比較でも可能。</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上 中食・外食等の実需者からのニーズの高い果樹を供給することで、契約取引の拡大による経営安定を図る。 【契約取引量増加の考え方】 ・産地の契約取引量で比較</p> <p>○農産物の輸出の取組について ① 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ② 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総販売額に占める輸出向け出荷額の割合の5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 【輸出量増加の考え方】 ・産地の当該品目の輸出量で比較</p> <p>○労働生産性の10%以上の向上 【労働生産性の向上の考え方】 ・農業者の販売額を労働時間で除した数値で比較：構成員が多い場合は抽出比較も可能。</p> <p>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 産地の加温面積のうち省エネ機器を導入している面積の割合を50%以上に拡大し、施設果樹における省エネルギー化を推進する。 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取り組む場合に限り選択できるものとする。 【省エネ機器導入面積の考え方】 ・産地の当該品目の加温面積のうち省エネ機器を導入している面積で比較</p> <p>○燃油使用量の15%以上の低減 省エネ機器を導入し、産地における燃油使用量の減少を図ることで、施設果樹における省エネルギー化を推進する。 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取り組む場合に限り選択できるものとする。 【燃油使用量の考え方】 ・産地の当該品目における加温期間中に購入した燃油量で比較：燃油使用量を測定でき、証拠書類として提出できる場合は、燃油使用量による比較も可能。</p>

花き

特色のある品目への転換や作付拡大、省エネ技術の導入等、花き産地の競争力を高める取組を推進する。
○生産コストの10%以上の削減 省力化機械、省エネ機械、環境制御技術の導入や規模拡大、次世代型ハウスの整備等、生産性の向上と生産コストの削減を図る。 【コスト削減の考え方】 ・ 農業者の生産コストで比較：産地全体の他に、10a 当たり、生産物1千本当たりのコスト比較でも可能。構成員が多い場合は抽出農家の比較も可能。 ・ 集出荷施設等の共同利用施設のみを導入する場合は、共同利用する施設の運営コストで比較することも可能。
○販売額又は所得額の10%以上の増加 競争力のある品目の作付拡大、反収の増加や品質向上につながる環境制御技術、栽培方法の導入等を推進する。また、省力化機械や省エネ機械の導入による所得額の増加を図る。 【販売額又は所得額増加の考え方】 ・ 産地の販売額又は所得額で比較：客観的データがない場合や構成員が多い場合は、10a 当たりの比較又は抽出農家の比較でも可能。
○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上 高品質な花きを供給することで、契約取引の拡大による経営安定を図る。 【契約取引量増加の考え方】 ・ 産地の契約取引量で比較
○農産物の輸出の取組について ① 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ② 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総販売額に占める輸出向け出荷額の割合の5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 【輸出量増加の考え方】 ・ 産地の当該品目の輸出量で比較
○労働生産性の10%以上の向上 【労働生産性の向上の考え方】 ・ 農業者の販売額を労働時間で除した数値で比較：構成員が多い場合は抽出比較も可能。
○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 産地の加温面積のうち省エネ機器を導入している面積の割合を50%以上に拡大し、施設花きにおける省エネルギー化を推進する。 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取り組む場合に限り選択できるものとする。 【省エネ機器導入面積の考え方】 ・ 産地の当該品目の加温面積のうち省エネ機器を導入している面積で比較
○燃油使用量の15%以上の低減 省エネ機器を導入し、産地における燃油使用量の減少を図ることで、施設花きにおける省エネルギー化を推進する。 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取り組む場合に限り選択できるものとする。 【燃油使用量の考え方】 ・ 産地の当該品目における加温期間中に購入した燃油量で比較：燃油使用量を測定でき、証拠書類として提出できる場合は、燃油使用量による比較も可能。

茶	<p>省力化機械の導入や生産規模の拡大、品質・付加価値の高い茶を生産する加工機械等の導入等により茶産地の競争力を高める取組を推進する。</p> <p>○生産コストの10%以上の削減 省力化機械の導入や生産規模の拡大、茶加工施設等の再編高度化などにより、生産性の向上と生産コストの削減を図る。 【コスト削減の考え方】 ・農業者の生産コストで比較：産地全体の他に、10a当たり、生産物1kg当たりのコスト比較でも可能。構成員が多い場合は抽出農家の比較も可能。 ・茶加工施設等の共同利用施設のみを導入する場合は、共同利用する施設の運営コストで比較することも可能。</p>
	<p>○販売額又は所得額の10%以上の増加 品質や付加価値の高い茶の栽培や加工機械の導入等による販売額又は所得額の増加を図る。 【販売額又は所得額増加の考え方】 ・産地の販売額又は所得額で比較：客観的データがない場合や構成員が多い場合は、10a当たりの比較又は抽出農家の比較でも可能。</p>
	<p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上 高品質な茶を供給することで、契約取引の拡大による経営安定を図る。 【契約取引増加の考え方】 ・産地の契約取引量で比較</p>
	<p>○農産物の輸出の取組について ① 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ② 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総販売額に占める輸出向け出荷額の割合の5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 【輸出増加の考え方】 ・産地の当該品目の輸出量で比較</p>
	<p>○労働生産性の10%以上の向上 【労働生産性の向上の考え方】 ・農業者の販売額を労働時間で除した数値で比較：構成員が多い場合は抽出比較も可能。</p>

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、農業振興の関係部署（農業振興部関係課、農業振興センター等）が市町村や農業団体と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会等の構成団体である市町村又は農業者団体、農業振興センター（農業振興センターの管轄を超える場合は農業振興部関係課）に属する補助事業に精通した者が実施するなど、審査精度を高めるように努めるものとする。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会等の関係者（市町村、農業者団体、農業振興センター等）で事前審査体制を構築するよう指導する。</p>

4 取組要件

① 整備事業（基金事業において整備事業を行う場合を含む。以下同じ。）

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別表2のⅡの1の整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする（同表Ⅰ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。）。 ○ 取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）の別記3の別紙7の要件等をクリアする取組を事業対象とする（国の要件を準用する。）。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領の別記3の別紙7の要件等を満たす取組を事業対象とする（国の要件を準用する。）。 ○ 補助対象機械及び資材 第4期産業振興計画の推進と、産地生産基盤パワーアップ事業の成果目標の達成に必要な機械及び資材とする。 農業機械等の導入及びリース導入や資材の導入にあたって、特定高性能農業機械導入計画等の別に定めがある場合は整合性を取ることを。 農業機械等の導入及びリース導入については、申請のあった機械毎に県内での実勢価格を確認し、過剰投資の抑制に努める。 中古農業機械等の場合、中古農業機械の適正性を確保するとともに、法定耐用年数の満了まで2年以上あること、一般競争入札又は複数の業者による見積の実施等、国の要件を満たすこと。 農業機械等のリース導入において、環境制御装置をリース導入する場合は高知県環境制御技術高度化事業費補助金交付要綱に準拠すること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領の別記3の別紙7の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コストの削減又は販売額の増加の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○ 補助対象機械 第4期産業振興計画の推進と、産地としての生産コストの削減又は販売額の増加に必要な実証機械とする。 機械のレンタル導入にあたって、特定高性能農業機械導入計画等の別に定めがある場合は整合性をとること。 リース導入及びレンタル導入する機械については、申請のあった機械毎に県内での実勢価格を確認し、過剰投資の抑制に努める。 中古農業機械等の場合、中古農業機械の適正性を確保するとともに、法定耐用年数の満了まで2年以上あること、一般競争入札又は複数の業者による見積の実施等、国の要件を満たすこと。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑦収支計画、⑧その他必要な資料</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業</p> <p>①見積書、カタログ、②導入する機械・資材が成果目標の達成に寄与することが分かる資料、③能力・台数などの算定根拠、④位置図（機械・資材を設置、保管場所が分かる図）、⑤機械・資材の配置図、⑥申請者の規約・定款（任意組織、農業法人の場合）、⑦その他必要な資料</p> <p>2 請求時</p> <p>(1) 整備事業 出来高設計書 など</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業 入札関係書類、発注書、契約書、借受証（リース又はレンタルの場合）、納品、領収書（支払済みの場合）、導入後の写真（設置を要する機械については導入前後の写真）など</p>
--

6 取組主体助成金の交付方法

<p>産地パワーアップ計画は、原則として、地域再生協議会等が作成し、助成金は、予算の範囲内で、県から市町村を經由して交付する。 高知県農業再生協議会が作成した産地パワーアップ計画に係る助成金は、県から高知県農業再生協議会を經由して交付する。</p>
--

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

実施要綱及び実施要領に基づいて適正に事業に取り組むこと。

- 事業計画、実績報告、事業計画の評価等を地域協議会が示す時期までに、根拠資料を添付して提出すること。
- 整備事業は、原則、一般競争入札を行うこと。
- 非課税業者であることは自ら証明すること。
- 事業要件を満たさないことが判明した場合、助成金の返納を求めること（補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納等）。
- 耐用年数期間中は、財産を適正に管理すること。
- 財産処分の制限があること。
- 取組主体事業計画の評価を行うこと。

8 その他

・この実施方針の策定に伴い、産地パワーアップ事業都道府県事業実施方針（平成28年3月25日策定）は廃止する。
・産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産省事務次官依命通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知）に基づき、令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。